

京都大学本部事務分掌規程及び京都大学宇治おうばくプラザ規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学本部事務分掌規程 (平成18年8月30日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(共用施設アセットマネジメントセンター)</p> <p>第32条の2 共用施設アセットマネジメントセンターにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 総合研究棟(財務担当の理事が別に定めるものに限る。)並びにローム記念館、船井哲良記念講堂、船井交流センター及び清風会館その他財務担当の理事が別に定める共用施設の管理に関すること。</p> <p>(2) ローム記念館、船井哲良記念講堂、船井交流センター及び清風会館の運営に関すること。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学宇治おうばくプラザ規程 (平成21年6月26日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第16条 プラザに、プラザの管理運営に関する事項を審議するため、おうばくプラザ運営委員会(以下本条において「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 管理責任者</p> <p>(2) 化学研究所長、エネルギー理工学研究所長、生存圏研究所長及び防災研究所長</p> <p>(3) <u>宇治キャンパス安全衛生委員会委員長</u></p> <p>(4) 宇治地区事務部長</p> <p>(5) その他管理責任者が必要と認める者 若干名</p> <p>3 前項第5号の委員は、管理責任者が委嘱する。</p> <p>4 委員会に委員長を置き、管理責任者をもって充てる。</p> <p>5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>(事務)</p> <p>第17条 プラザの管理運営に関する事務は、<u>宇治地区事務部</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(共用施設アセットマネジメントセンター)</p> <p>第32条の2 共用施設アセットマネジメントセンターにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 総合研究棟(財務担当の理事が別に定めるものに限る。)並びにローム記念館、船井哲良記念講堂、船井交流センター、<u>宇治おうばくプラザ</u>及び清風会館その他財務担当の理事が別に定める共用施設の管理に関すること。</p> <p>(2) ローム記念館、船井哲良記念講堂、船井交流センター、<u>宇治おうばくプラザ</u>及び清風会館の運営に関すること。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第16条</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>宇治事業場衛生委員会委員長</u></p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>(事務)</p> <p>第17条 プラザの管理運営に関する事務は、<u>共用施設アセットマネジメントセンター</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、平成22年5月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>